

【 検査 】

734 C反応性蛋白（CRP）定性（急性心筋梗塞等）の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD015「1」C反応性蛋白（CRP）定性の算定は、原則として認められる。
 - (1) 急性心筋梗塞
 - (2) 不安定狭心症（初診時）
- ② 次の傷病名に対するD015「1」C反応性蛋白（CRP）定性の算定は、原則として認められない。
 - (1) 高脂血症（再診時）
 - (2) 脂質異常症（再診時）
 - (3) 高血圧症（再診時）
 - (4) 糖尿病（再診時）
 - (5) 陳旧性心筋梗塞
 - (6) 動脈硬化症関連疾患（再診時）
 - (7) 狭心症（再診時）

○ 取扱いを作成した根拠等

C反応性蛋白（CRP）定性は、急性期反応蛋白の一つで、感染症や炎症、外傷、組織破壊等によって血漿中に増加する蛋白である。他の急性期反応蛋白に比べるとその変動幅が大きく、炎症発生から24時間以内に上昇し2、3日後には低下することより、血中濃度の変化は病態を迅速に反映するため、急性炎症等に対する信頼性の高い指標の一つとされている。

不安定狭心症、急性心筋梗塞は、主として冠動脈プラークの破綻に起因した冠動脈内血栓形成により急性冠血流不全状態に陥ったもので、このような状態は総称して急性冠症候群と呼ばれている。急性心筋梗塞では、冠血流の完全途絶により心筋壊死が生じ、また不安定狭心症では、冠血流が高度に障害されて心筋障害が生じている可能性が高く、それぞれの組織障害の程度がCRPの上昇に反映される。

一方、陳旧性心筋梗塞は発症から1か月以上経過したものであり、本検査の有用性は低いと考える。また、動脈硬化症関連疾患や狭心症の再診時を含め、②の傷病名に対する実施も、本検査の特性より臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①の傷病名に対するD015「1」C反応性蛋白（CRP）定性は原則として認められるが、②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。